3　二千三年議定書13の次に次の14及び15を加える。

14　条約第二十五条5から7までの規定に関し、

(a)　条約第二十五条5の規定の適用上、租税が支払われ、若しくは租税について賦課その他の決定（例えば、納税義務の更正、決定又は不履行の通知の発出）がなされた場合又は税務当局により納税者に対してその所得のある要素について課税する意図がある旨の正式な通知（例えば、調整案の通知）が発出された場合には、一方又は双方の締約国の措置により課税を受けたものとされることが了解される。

(b)　仲裁のための委員会は、三人の個人により構成される。任命される構成員は、当該構成員を選定する締約国の税務当局若しくは財務省の職員である者又は仲裁手続が開始する日に先立つ十二箇月の期間内にそれらの職員であった者であってはならない。各締約国の権限のある当局は、仲裁のための委員会の構成員の一人を選定する。一方の締約国の権限のある当局が、条約第二十五条7(i)の規定に基づく両締約国の権限のある当局の合意に定める方法により、かつ、当該合意に定める期間内に仲裁のための委員会の構成員の一人を選定しない場合には、他方の締約国の権限のある当局が仲裁のための委員会の第二の構成員を選定する。そのように選定された二人の構成員は、仲裁のための委員会の長となる第三の構成員を選定する。当該二人の構成員が、同条7(i)の規定に基づく両締約国の権限のある当局の合意に定める方法により、かつ、当該合意に定める期間内に第三の構成員を選定しない場合には、当該二人の構成員は解任され、各締約国の権限のある当局は、仲裁のための委員会の新たな構成員の一人を選定する。仲裁のための委員会の長は、いずれかの締約国の国民又は適法な永住者であってはならない。さらに、任命される構成員は、自らが仲裁のための委員会の構成員となる仲裁手続において問題となる特定の事項に関与したことがあってはならない。

(c)　仲裁のための委員会がその決定を両締約国の権限のある当局に対して送付するまでにその仲裁に係る事案が次のいずれかに該当することとなる場合には、その事案に関する両締約国の権限のある当局の合意のための手続（仲裁手続を含む。）は終了する。

(i)　両締約国の権限のある当局が、条約第二十五条の規定に従い、当該事案を解決するための合意に達する場合

(ii)　当該事案について申立てをした者が仲裁の要請を撤回する場合

(iii)　仲裁手続中に、当該事案についていずれか一方の締約国の裁判所又は行政審判所が決定を行う場合

(iv)　当該事案の関係者又は権限を与えられたその代理人のいずれかが、条約第二十五条5(b)の規定により求められる開示しない旨の書面に故意に違反し、かつ、両締約国の権限のある当局が、その違反があったことによって仲裁手続を終了させるべきであることを合意する場合

(d)　各締約国の権限のある当局は、事案において提起された調整又は類似の事項のそれぞれに対処する解決案を提出することができる。当該解決案は、当該事案全体を解決するものでなければならず、かつ、両締約国の権限のある当局の間で既に合意した当該事案における全ての事項を修正することなく反映するものでなければならない。当該解決案は、当該事案における調整又は類似の事項のそれぞれについて、当該事案に対するこの条約の適用に基づく特定の金額（例えば、所得、利得、収益又は費用の金額）の決定又は条約の規定に従って課される税率の上限の決定に限られる。各締約国の権限のある当局は、また、仲裁のための委員会による検討のために意見書を提出することができる。

(e)　(d)の規定にかかわらず、次のいずれかの事案に関する仲裁手続においては、両締約国の権限のある当局は、(i)から(iii)までに規定する課税の前提となる問題（例えば、恒久的施設が存在するか否かの問題）及び当該問題の解決に応じた決定（例えば、恒久的施設が存在すると決定された場合における当該恒久的施設に帰せられる利得の額の決定）のそれぞれに対処する解決案を提出することができる。

(i)　個人に対する課税に関し、両締約国の権限のある当局が、当該個人が居住者とされる締約国について合意に達することができなかった事案

(ii)　企業の事業利得に対する課税に関し、両締約国の権限のある当局が、恒久的施設が存在するか否かについて合意に達することができなかった事案

(iii)　これらに類似する課税の前提となる問題の解決に応じて決定される他の事項に係る事案

(f)　仲裁手続が、二以上の調整又は類似の事項であって、それぞれについて特定の金額（例えば、所得、利得、収益又は費用の金額）の決定又は条約の規定に従って課される税率の上限の決定が必要なものから成る事案に関するものである場合には、解決案は、当該調整又は類似の事項のそれぞれについての決定を提案するものとすることができる。

(g)　各締約国の権限のある当局は、他方の締約国の権限のある当局が提出した解決案及び意見書を受領するものとし、仲裁のための委員会に応答書を提出することが認められる。各締約国の権限のある当局は、他方の締約国の権限のある当局の応答書を受領する。

(h)　事案について申立てをした者は、仲裁のための委員会による検討のために、当該事案についての自己の分析及び意見を記載した書面を提出することが認められる。当該書面は、両締約国の権限のある当局の合意のための手続において事前に両締約国の権限のある当局に提供されなかった情報を含まないものとし、両締約国の権限のある当局が入手することができるものとする。

(i)　仲裁のための委員会は、その決定を両締約国の権限のある当局に対して書面により送付する。仲裁のための委員会の決定は、調整又は類似の事項及び課税の前提となる問題のそれぞれに関して両締約国の権限のある当局が提出した解決案のうちのいずれかに限られ、当該決定の理由その他の説明を含まない。仲裁のための委員会の決定は、他の事案における条約の適用に関して先例としての価値を有しない。

(j)　事案について申立てをした者は、両締約国の権限のある当局が期間を延長することについて合意する場合を除くほか、仲裁のための委員会の決定を受領した日の後四十五日以内に、当該事案が申し立てられた締約国の権限のある当局に対し、当該決定を受け入れる旨を書面により通知する。当該申立てをした者が当該権限のある当局に対しその旨を通知しない場合には、当該決定は受け入れられなかったものとする。さらに、当該事案について訴訟又は審査請求が行われている場合において、当該訴訟又は審査請求の当事者であるいずれかの関係者が、第一文に定める期間内に、関連する裁判所又は行政審判所に対し、仲裁手続において解決された全ての事項に関する訴訟又は審査請求を取り下げる旨を通知しないときは、当該決定は当該事案について申立てをした者により受け入れられなかったものとする。当該決定が受け入れられない場合には、当該事案について、両締約国の権限のある当局による更なる検討は行われない。

(k)　仲裁のための委員会の構成員の報酬及び費用並びに両締約国が実施する手続に関連して生ずる費用については、両締約国が衡平に負担する。